

平成29年3月31日
健康生きがい部長決定

地域密着型サービス事業所の利用に関する指針

地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるように、その地域での生活を24時間体制で支えるためのサービスである。

この指針は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、サービス種別毎の利用について定めるものである。

1 地域密着型サービスの種類

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) 地域密着型通所介護
- (4) 認知症対応型通所介護
- (5) 小規模多機能型居宅介護
- (6) 認知症対応型共同生活介護
- (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設
- (9) 看護小規模多機能型居宅介護
- (10) 介護予防認知症対応型通所介護
- (11) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (12) 介護予防認知症対応型共同生活介護

2 利用の原則

- (1) 介護保険法（以下「法」という）第78条の2及び同法第115条の12の規定により、板橋区の介護保険被保険者（以下「被保険者」という）は、板橋区内に所在する指定地域密着型サービス事業所（以下「区内事業所」という）に限り利用できるものとする。
- (2) 板橋区の区域外に住所を有する者は、区内事業所を利用できないものとする。
- (3) 住所地特例の適用を受けている被保険者については、上記によらず、住民登録地の区市町村に所在する指定地域密着型サービス事業所を利用することができるものとする。

3 利用の特例

次に掲げる利用の特例を受けようとするときは、板橋区介護保険課（以下「区」という）

へ事前相談をすることとする。

(1) 被保険者が板橋区外の指定地域密着型サービス事業所（以下「区外事業所」という）を利用する場合

以下に掲げる事由において、区及び関係者（介護支援専門員等）で協議の結果、利用（入居）が必要と判断された場合は、板橋区が区外事業所を指定することについて、区外事業所の所在する区市町村の同意を得なければならない。

ア 区内に同種のサービス種別が整備されていないとき

イ（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護について、次の要件をすべて満たしたとき

i) 虐待等により住民票の異動が困難であるとき

ii) 在宅での生活が困難で、緊急かつ心身の安全上やむを得ない状況にあるとき

ウ 上記ア及びイに掲げるサービス種別以外について、次の要件をすべて満たしたとき

i) 虐待等により住民票の異動が困難であるとき

ii) 当該事業所を利用しなければならないやむを得ない理由があるとき

その他特段のやむを得ない事情があるときは、上記によらず別途協議する。

(2) 区外の被保険者が区内事業所を利用する場合

以下に掲げる事由において、区及び関係者（介護支援専門員等）で協議の結果、利用（入居）が必要と判断された場合は、区外の被保険者が属する区市町村（保険者）が区内事業所を指定することについて、板橋区の同意を得なければならない。

ア（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護について、次の要件をすべて満たしたとき

i) 入居定員に余裕があり、板橋区の被保険者の入居希望が見込めない状況にあるとき

ii) 在宅での生活が困難で、緊急かつ心身の安全上やむを得ない状況にあるとき

イ 上記アに掲げるサービス種別以外について、次の要件をすべて満たしたとき

i) 利用定員に余裕があり、利用の受入れが可能であるとき

ii) 当該事業所を利用しなければならないやむを得ない理由があるとき

板橋区の被保険者と競合するときは板橋区被保険者を優先し、その他特段のやむを得ない事情があるときは、上記によらず別途協議する。

4 板橋区地域密着型サービス運営委員会への報告

区外事業者の指定にあたっては、本指針に基づいて処理をした結果について、直近の板橋区地域密着型サービス運営委員会に報告しなければならない。

5 適用

この指針は、平成29年4月1日から適用する